

「正会員の業務運営等に関する規則に関する細則」の一部改正

平成 27 年 7 月 16 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">正会員の業務運営等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(不動産投信等及びインフラ投信等に係る取得等の要件)</p> <p>第 3 条 規則第 6 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する細則に定める取得とは、次に掲げる要件を満たす取得とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する取得であること。</p> <p>ア 公募増資その他これに類する行為を行う際の取得であること。</p> <p>イ 正会員が投資している匿名組合等の清算等において金銭に替えて自社設定投資信託受益証券等により出資等の返還を受ける場合の取得であること。</p> <p>ウ 自らが運用業務を受託している不動産投信等及びインフラ投信等の税法上の導管性要件を満たすために、自社設定投資信託受益証券の過半を有する投資主からの取得であること。</p> <p>エ その他、理事会において必要と認めた取得であること。</p> <p>(2) 第 1 号アにより取得する場合の取得価額は、当該公募増資に係るブック・ビルディング方式により決定された募集・売出価額又はこれと同等とみなされる公正な価額とすること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 27 年 7 月 16 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">正会員の業務運営等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (同 左)</p> <p>(不動産投信等に係る取得等の要件)</p> <p>第 3 条 規則第 6 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する細則に定める取得とは、次に掲げる要件を満たす取得とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する取得であること。</p> <p>ア (同 左)</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ウ 自らが運用業務を受託している不動産投信等の税法上の導管性要件を満たすために、自社設定投資信託受益証券の過半を有する投資主からの取得であること。</p> <p>エ (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>